

マルタの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

マルタ共和国は、イタリアのシチリア島の南に位置する島嶼国である。地中海のほぼ中央に位置する海上交通の要衝であり、歴史的に常に強国の脅威にさらされ、フェニキア文化、ローマ文化、アラブ文化、イスラム文化、キリスト文化等の強い影響を受けてきた。公用語はマルタ語及び英語であるが、イタリア語も通じる。

マルタは、9世紀から12世紀にはイスラム帝国の支配を受けたが、1530年にロードス島を追われた聖ヨハネ騎士団（後の「マルタ騎士団」²）の所領となった。1565年のオスマン帝国の攻撃は撃退した（マルタ包囲戦）が、1798年のナポレオンの侵攻の結果、マルタ騎士団は領土を失った。1800年には英国軍がマルタを占領し、1814年に英国領となった。1964年にマルタは英連邦の1国として独立し、1974年に共和制に移行した³。

近年、マルタが最も世界中の注目を集めたのは、「マルタ会談」であろう。1989年12月3日、米国のジョージ・ブッシュ大統領とソ連のミハイル・ゴルバチョフ最高会議幹部会議長兼共産党書記長は、マルタで首脳会談を行い、これにより44年間続いた東西冷戦の終結を宣言した。

マルタは、2004年5月にEUに加盟し、2008年1月よりユーロを導入している。NATOには加盟していないが、一度は脱退していた「平和のためのパートナーシップ」に、2008年4月に再加盟した。

マルタの法制度は、その歴史的な経緯から、混合的な法制度となっている。即ち、マルタの法制度は、もともとはローマ法を基本としていた。1798年のナポレオンの侵攻によりフランス法の強い影響を受けたが、フランスの支配はたった2年で終わりを告げた。その後

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「マルタ騎士団」（正式名称は「ロードス及びマルタにおけるエルサレムの聖ヨハネ病院独立騎士修道会」）は、カトリックの騎士修道会である。現在は領土を有しておらず、国家ではないが、主権実体として多くの国との間で外交関係を有し、国際連合でもオブザーバーとしての参加が認められているという特殊な地位にある。日本は、マルタ騎士団を国家としては認めていない。マルタ騎士団の事務局は、現在、ローマのコンドッティ通りの建物に置かれており、そこでは治外法権が認められている。現在のマルタ騎士団は、主に医療・慈善等の方面で活動している。

³ 本稿におけるマルタの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2016年版』（二宮書店、2016年）376～377頁等を参照した。

マルタは、英国による統治を 160 年以上受け続けたことから、英国の法制度の影響を強く受けた。英国は、マルタの大陸法に基づく基本的な法制度は維持しつつも、陪審制、証拠法則、裁判所組織等多くの点で英国法の制度や原理をマルタに導入した。1964 年にマルタが独立した後も、このような混合的な法制度は、マルタ議会によりさらに発展し深化している。このように、マルタの法制度は、大陸法にルーツを有しながらも、英国法の特徴を多く取り入れたものとなっているといえることができる⁴。

II 憲法

マルタ憲法は、マルタの独立に伴い、1964 年に制定された。その後は現在まで頻繁に改正されている。

マルタ憲法典の主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：マルタ憲法典（2015 年現在）の主な体系⁵

第 1 章 マルタ共和国		第 1 条～第 6 条
第 2 章 原理の宣言		第 7 条～第 21 条
第 3 章 国籍		第 22 条～第 31 条
第 4 章 個人の基本的権利及び自由		第 32 条～第 47 条
第 5 章 大統領		第 48 条～第 50 条
第 6 章 議会	第 1 節 議会の構成	第 51 条～第 64 条
	第 2 節 議会の権限及び手続	第 65 条～第 74 条
	第 3 節 召集、延会及び解散	第 75 条～第 77 条
第 7 章 政府		第 78 条～第 94 条
第 8 章 司法		第 95 条～第 101A 条
第 9 章 財政		第 102 条～第 108 条
第 10 章 公務		第 109 条～第 115 条
第 10A 章 地方議会		第 115A 条
第 11 章 雑則		第 116 条～第 124 条

⁴ Noel Grima, The basics of the Maltese legal system (2015).

<http://www.independent.com.mt/articles/2015-04-13/books/The-basics-of-the-Maltese-legal-system-6736133706>

⁵ 憲法典の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8566>

1 統治機構

(1) 行政

マルタの国家元首は、大統領である。行政権は大統領に帰属する（78条1項）。大統領の任期は5年である（48条3項）。大統領は議会により選出される（48条1項）。マルタの国民でないもの、上級裁判所の長官若しくは裁判官の職にある者等は、大統領となることはできない（48条2項）。

マルタは議院内閣制を採用している（79条）。首相は第1党の党首が大統領の指名により就任する（80条1項）。

大統領は首相を任命し、また、首相の推薦に基づき他の閣僚を任命する（80条1項）。大統領はいつでも議会を解散することができる（76条1項）。また、大統領は、首相の推薦に基づき、上級裁判所の裁判官を任命することができる（96条1項）。

(2) 立法

マルタの議会（一院制）は、憲法上、大統領と代議院から構成されると規定されている（51条）。代議院の議員は、単記移譲式比例代表制の選挙により選出される（56条1項）が、マルタでは、事実上、二大政党制となっている。議員の任期は5年である。

代議院での採決は、憲法に別段の定めが無い限り、出席議院の過半数による（71条1項）。可否同数のときは、議長が決定票を投じる（71条2項）。

議会の立法権は、代議院が法案を採択し、大統領が同意することにより、行使される（72条1項）。大統領が法案に同意したときは、遅滞なく、官報に掲載しなければならない。官報に掲載されることにより、法律として施行される（72条4項）。

(3) 司法

マルタでは、二審制が採用されている。原則的な第一審裁判所としては、民事裁判所（第一廷及び第二廷）及び刑事裁判所があり、控訴審裁判所としては、控訴裁判所及び刑事控訴裁判所がある。また、治安判事裁判所、少年裁判所、少額審判所もある。

民事裁判所（第一廷）は訴額が11,650ユーロを超える民事事件及び商事事件等を管轄する。民事裁判所（第二廷）は家事事件及び遺言検認等を管轄する。刑事裁判所では、1名の裁判官と9名の陪審員が審理を行う。

控訴裁判所は、民事裁判所（第一廷）及び民事事件に関する治安判事裁判所からの上訴事件を管轄する。刑事控訴裁判所は、刑事裁判所及び刑事事件に関する治安判事裁判所からの上訴事件を管轄する。

治安判事裁判所は、1名の治安判事が一定額以下の訴額の民事事件及び6か月以下の拘禁刑の刑事事件について審理を行う。少年裁判所では、1名の治安判事が、2名の準陪審員（う

ち1名は女性)と共同して、16歳以下の者に対する審理を行う⁶。

裁判官となるためには、マルタの国民でなければならない。治安判事の場合は7年以上、その他の裁判官の場合は12年以上の法律実務経験がなければならない。任期制ではないが、定年は、治安判事の場合は60歳、その他の裁判官の場合は65歳とされている。

マルタには、憲法裁判所もある。憲法裁判所は、3名の裁判官から構成される。憲法裁判所は、法律や行政行為の違憲性を審査するほか、選挙に関する争訟を管轄する。

2 人権

マルタ憲法の「第4章 個人の基本的権利及び自由」においては、16か条にわたり、人権が規定されている。日本国憲法で規定されているような人権の多くは、ほぼ同様に保障されているといえる。

マルタ憲法の特徴的な人権規定としては、①ローマ・カトリック教会が国教会とされており、しかも、ローマ・カトリック教会の宗教教育を全国の学校における義務教育の一環として実施すべきことが明記されていること(2条)、②国は、景観及び歴史的・芸術的遺産を保護しなければならないとされていること(9条)、③「同一労働・同一賃金の原則」が憲法に明記されていること(16条)、④「二重・多重国籍」が明文で認められていること(22条2項)等が挙げられる。

3 法令及び判決例

マルタの主な法源は、条約、憲法、制定法、政令、規則等である。EU法及び欧州司法裁判所の判決や、マルタの憲法裁判所の判決も、法的拘束力を有する。マルタの法制度は英国法の影響を強く受けているが、マルタの裁判所による判決例には、英国法のような「先例拘束性の原理」は採られていない⁷。その代り、マルタには、裁判所が制定する法律解釈の基準である司法解釈がある。司法解釈は、用語の意味を明確化するだけでなく、法律をいかに解釈するかを基準を定立する⁸。

マルタの法令は、マルタ政府の司法・文化・自治省の管理するウェブサイト「LAWS OF MALTA」⁹において、英語で検索・調査することができる。

4 欧州連合(EU)の影響

マルタは2004年5月にEUに加盟したが、加盟までにマルタの法制度はEU法に合致させるべく様々な点で改正された。また、マルタは、2008年1月にユーロを導入した。マル

⁶ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』(ABC CLIO、2002年)975～976頁。

⁷ 「Malta」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』)(JURIS)2頁。

⁸ 前掲・Noel Grima

⁹ <http://www.justiceservices.gov.mt/>

タの法制度は、現在でも、EU の影響を強く受けているといえる。

Ⅲ 民法

マルタの民法分野の法律には、民法典のほか、土地管理法、土地登記法、婚姻法、婚約法等がある。ナポレオン法典を参考に 1870 年に制定され、その後幾度もの改正を経ている民法典¹⁰は、大きく 2 つの部分に分かれている。

「第 1 部 人」においては、出生、婚姻、配偶者の義務、離婚、離婚の際の子どもの権利、死亡等に関する規定が含まれている。

「第 2 部 物」はさらに 2 つの部分に分けられている。まず「第 1 編 物に関する権利」においては、動産及び不動産、所有権及び利用権、共有等に関する規定が含まれている。次に「第 2 編 財産及び物に関する権利の取得及び移転の形式」においては、売買及び譲渡、相続及び遺言、債務及び契約、不法行為等に関する規定が含まれている。

マルタ民法典は、近代的な所有権概念を確立し、意思自治の原則等の個人主義的民法観に立脚している。

Ⅳ 商法・会社法

マルタの商法分野の法律には、商法典のほか、会社法等がある。1857 年に制定され、その後幾度もの改正を経ている商法典¹¹は、大きく 2 つの部分に分かれている。

「第 1 編 一般の取引」においては、取引者の義務、取引者の登録、取引の補助者、手形・小切手等に関する規定が含まれている。

「第 2 編 海商法」においては、海上物品運送、海上保険、投げ荷の海損及び海損分担額等に関する規定が含まれている。なお、海上国家であるマルタでは、従来から、海商法の実務及び研究が発達している。1989 年には、国際連合の専門機関である国際海事機関 (International Maritime Organization (IMO)) の「国際海事法研修所」がマルタに設立され、国際海事法に関する法律家を養成している¹²。

「第 3 編 破産」においては、破産宣告、破産管財人の権利義務、破産財団に対する債権の証明等に関する規定が含まれている。

¹⁰ 民法典の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8580&l=1>

¹¹ 商法典の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8578&l=1>

¹² 「国際連合広報センター」の下記ウェブページを参照。

http://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/specialized_agencies/imo/

「第4編 時効及び一定の商行為の許容性、民事裁判所（第一廷）の管轄、商業費用」においては、破産宣告、破産管財人の権利義務、破産財団に対する債権の証明等に関する規定が含まれている。

また、1996年に制定され、その後幾度も改正を経ている会社法¹³には、パートナーシップ、有限責任会社等に関する規定が含まれている。

現在、外国人・外国企業がマルタで事業活動を行おうとする場合、以下の事業組織形態が利用可能である。即ち、①非公開有限責任会社、②公開有限責任会社、③投資会社、④一般パートナーシップ、⑤有限責任パートナーシップ、⑥外国会社の支店等がある。

上記のうち、非公開有限責任会社及び公開有限責任会社は、出資者が出資額の限度で責任を負う会社組織である。最低資本金額は、非公開有限責任会社の場合は約1,165ユーロ、公開有限責任会社の場合は約46,600ユーロである。非公開有限責任会社及び公開有限責任会社のいずれも、2名以上の株主が必要であり、また、取締役及び秘書役を置かなければならない。

マルタはEU加盟国であるため、日本のような非EU加盟国からみれば、EU進出の拠点として、マルタに現地法人を設立することは十分検討に値する。マルタ政府は、外国からの投資を促すために様々な優遇措置を用意している。

V 民事訴訟法

マルタの民事訴訟法分野の法律には、「組織及び民事訴訟法典」等がある。英国法を参考として1855年に制定され、その後幾度も改正を経ている「組織及び民事訴訟法典」¹⁴は、大きく3つの部分に分かれている。

「第1部」においては、裁判所組織及び法律専門職等に関する規定が含まれている。

「第2部 民事司法裁判所における手続」はさらに2つの部分に分けられている。まず「第1編 訴訟事件における手続の通常形式」においては、提訴、宣誓、訴答、訴訟原因、判決、執行等の手続に関する規定が含まれている。次に「第2編 非訟事件における手続の形式」においては、廃除、後見及び保佐等の手続に関する規定が含まれている。

「第3部 司法手続に関する一定事項」においては、証拠、訴答、当事者の死亡、外国での判決執行等に関する規定が含まれている。

¹³ 会社法の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8853&l=1>

¹⁴ 「組織及び民事訴訟法典」の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8577&l=1>

VI 刑事法

マルタの刑事法分野の法律には、刑法典のほか、少年法等がある。1854年に制定され、その後幾度も改正を経ている刑法典¹⁵は、大きく2つの部分に分かれている。

「第1部 刑法」はさらに3つの部分に分けられている。まず「第1編 刑罰及び適用のための一般原則、行為者の意思及び年齢、未遂、共犯、累犯」は、刑法総則にあたる。次に「第2編 犯罪及び刑罰」は、刑法各側にあたる。また「第3編 違警罪及び刑罰」は、違警罪に関する規定が置かれている。

「第2部 刑事訴訟法」もさらに3つの部分に分けられている。まず「第1編 刑事司法行政が委託されている当局」においては、捜査、治安判事、法務長官、刑事裁判所、刑事控訴裁判所等に関する規定が含まれている。次に「第2編 手続形式及び審理に関する事項」においては、起訴、尋問、弁護人、保釈、陪審員等に関する規定が含まれている。また「第3編 全ての刑事事件に適用される事項」は、証人及び専門家、自白、判決及び執行、被告人の財産、時効等に関する規定が置かれている。

マルタの刑法典はナポレオン法典を参考に策定されたものであるが、英国法の多くの制度や原理（例えば、陪審制）が移植されている。

なお、国連薬物犯罪事務所が2015年4月に公表した「犯罪及び刑事司法統計」によると、マルタの裁判官数（2013年）は42人であり、人口10万人あたりの裁判官数は、約9.7人であり、調査対象となった81か国中、47位であった。ちなみに、日本は、2.9人であり、74位であった¹⁶。

VII 参考資料

以上、マルタ法の概要を簡単に紹介してきたが、マルタ法についての日本語の文献・論文等は極めて少ない。しかし、英語はマルタの公用語であるため、マルタ政府のウェブサイト等には、マルタの法制度に関して、かなり多くの英語の情報が掲載されている¹⁷。

前述したとおり、マルタの法制度は、もともとはローマ法・大陸法を基本とするものであったが、英国に支配されるようになってからは、英国法の多くの制度や原理が導入され、その結果、混合的な法制度となっている。日本の法制度も大陸法を基本とするものであるところ、英米法の制度や考え方を取り入れることが多くなっていることからすると、マルタの法制度は日本の法制度の将来を考えるにあたって、参考になる点が多いのではないかと思われる。今後、マルタの法制度に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

¹⁵ 刑法典の英訳は、マルタ政府の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lom&itemid=8574&l=1>

¹⁶ <http://shiho.hatenablog.jp/entry/2015/05/28/211753>

¹⁷ <http://www.justiceservices.gov.mt/LOM.aspx?pageid=24>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.2』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第41回 マルタ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。